

白 監 第 5 6 号
令和 8 年 6 月 2 9 日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市監査委員 河合 謹爾

白井市監査委員 岩田 典之

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 対 象 部 課 市民環境経済部 産業振興課
福祉部 高齢者福祉課
健康子ども部 健康課
- 2 監 査 対 象 令和8年度 定期監査調書及び関係書類等
- 3 実 施 日 令和8年5月25日（月）
- 4 監 査 場 所 白井市役所 東庁舎3階 監査委員室
- 5 監査の方法
（1）監査に当たっては、対象課長から提出された令和8年度定期監査調書を基に、令和7年4月1日から令和8年4月30日における財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか。また、その他の事務の執行が、法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として実施した。
（2）監査は、「白井市監査基準及び令和8年度白井市監査計画」に準拠して、関係書類を照合するとともに、職員から説明を聴取し質問等を実施した。
- 6 監査の結果
監査に付された関係書類は、いずれも適正に作成されており、各課の財務事務及び業務は、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上改善すべき軽易な事項等については講評の中で口頭指導を行った。

＜参考：監査等の結果における区別＞

区別	判断の基準	処理
指摘事項	・法令等に重大な違反や不正行為があるもの。 ・経済性、効率性又は有効性に著しく合理性を欠くもの。 ・予算の目的に反しているもの。 ・監査委員が特に必要と認めるもの。	・監査等の結果に詳細を記載し、公表及び市長等への報告を行う。 ・監査結果に基づく措置の状況の報告の提出を市長等から求める。 ・市長等から措置を講じた旨の報告の提出を受けた場合は、これを公表する。
注意事項	・指摘事項とするには至らないが、妥当性に欠け改善を要するもの。 ・経済性、効率性又は有効性に合理性を欠くことが懸念されるもの。	・監査等の結果に詳細を記載し、公表及び市長等への報告を行う。
口頭指導事項	・指摘事項、注意事項とするには至らないが、改善することで適正な事務等の執行が図れるもの。	・口頭により指導を行う。